

政策 III-2-(2)-②

1. 政策及び16年度重点施策等

政策	信託制度の整備
16年度重点施策	信託制度の整備
参考指標	信託業法等の整備状況

2. 政策の目標等

法定任務	円滑な金融等
基本目標	金融機関の企業活動が活発に行われていること
重点目標	新規参入等を通じて競争が促進されていること

3. 政策の内容

企業の資金調達手段を多様化するなど金融の一層の円滑を図るための環境整備を進める観点から、信託業のあり方について、受託可能財産や信託業の担い手の拡大などを主な内容とする見直しを行い、所要の法案（信託業法案）を平成16年3月に国会に提出しました。金融庁としては、同法律の速やかな成立を図るとともに、関係政令・府令等の整備を行ったほか、制度の周知及び円滑な信託業関連業者の免許・登録事務を行っているところであり、これらにより新規参入の促進を期待しているところです。

4. 平成16事務年度における事務運営についての評価

信託業法は前述のとおり、受託可能財産の範囲を知的財産権を含む財産権一般に拡大することや、金融機関に限定されていた信託業の担い手を金融機関以外の者に拡大することを基本的な内容としています。

信託業法の施行後、金融機関以外の者である2社が新たに信託業に参入したほか、信託契約代理業、信託受益権販売業についても多数の業者が参入している状況にあり、重点目標である「新規参入等を通じた競争の促進」に対し、着実に進捗しているところです。

5. 今後の課題

信託機能の利用を更に促進する観点から、現在、法務省において検討が行われている信託法改正にあわせ、必要に応じ信託業法等の整備をすることについて検討してい

く必要があります。

6. 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組み（課題についての検討等）を進めていく必要があります。